



県章

滋賀県公報

令和5年(2023年)
12月19日
号外(1)
火曜日

毎週火・金曜 2回発行

目次

○ 告 示

家畜伝染病予防法第9条に基づく消毒の命令(畜産課) 1

告 示

滋賀県告示第447号

家畜伝染病予防法(昭和26年法律第166号)第9条の規定に基づき、次のとおり消毒を命ずる。

令和5年12月19日

滋賀県知事 三日月 大 造

- 1 実施の目的 県内における高病原性鳥インフルエンザの発生の予防
- 2 実施する区域 県内全域(100羽以上の鶏飼養農場およびその他家畜保健衛生所長が必要と認める家きん等飼養施設に限る。)
- 3 実施の期日 令和5年12月22日(金)から令和6年5月31日(金)まで
- 4 消毒方法 消石灰等の消毒薬の飼養施設内(家きん舎周囲および施設外縁部)散布

